

個人情報保護制度運用状況の公表

小城市個人情報保護条例第44条に基づき、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表することとしています。

1 個人情報取扱事務の届出状況

令和2年度における個人情報取扱事務の届出件数は、1,080件となっています。

(単位：件)

実施機関		取扱事務 届出件数
市長	総務部	83
	市民部	107
	福祉部	145
	産業部	76
	建設部	70
	会計局	1
	水道	29
	市民病院	101
	議会	12
教育委員会	422	
選挙管理委員会	22	
監査委員事務局	3	
農業委員会	8	
固定資産評価審査委員会	1	
計		1,080

2 実施機関別開示請求等の状況

(単位：件)

実施機関	令和2年度						
	開示請求		訂正請求等		計		
	件数	公文書数	件数	公文書数	件数	公文書数	
市長	総務部						
	市民部	8	17	1	1	9	18
	福祉部						
	産業部						
	建設部						
	会計局						
	水道						
	市民病院						
	議会						
教育委員会							
選挙管理委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
計		8	17	1	1	9	18

3 実施機関別開示決定等の状況

(単位：件)

実施機関		開示請求等の状況 (件数)	処理状況				
			開示	部分開示	不開示	(うち公文書 不存在による 不開示)	取下げ
市長	総務部						
	市民部	8	5	1	2	(2)	
	福祉部						
	産業部						
	建設部						
	会計局						
	水道						
	市民病院						
議会							
教育委員会							
選挙管理委員会							
監査委員							
農業委員会							
固定資産評価審査委員会							
計		8	5	1	2	(2)	

4 部分開示及び不開示の決定理由別内訳

(単位：件)

区分	部分開示及び不開示 決定件数	決定理由								公文書不存在
		16条1号 法令秘情報	16条2号 第三者情報	16条3号 報法人等に関する情	16条4号 す公共の安全等に関	16条5号 す意思形成過程に関	16条6号 情事務事業に関する	16条7号 情評価判定に関する	16条8号 る本人の利益に反す	
部分開示	1		1							
不開示	2									2

(注) 部分開示及び不開示の決定理由は、1件の決定について複数の場合があります。

5 審査請求の件数及びその処理状況

開示決定等に対する審査請求はありませんでした。